

子ども・若者によるまちづくり事業

## アイデアと審査委員を募集

☎ 市民協働課 ☎027-210-2196

子どもや若者の視点から、自分が住んでいる地域や学校の周りを、より楽しく暮らしやすい場所にするアイデアを実現する「子ども・若者アイデアまちづくりプロジェクト」を実施します。

### ① まちづくりのアイデアを募集

子どもや若者が自ら考え、仲間と力を合わせて実現するまちづくりのアイデアを募集します。今年度は25歳までが対象。応募されたアイデアは、公開プレゼンテーション審査を経て採択事業として決定し、自分たちの手で実践できます。市が1事業当たり上限10万円を負担します。

☎ 〈子ども部門〉4月1日時点で6歳～17歳の人、2人以上いるグループなど  
☎ 〈若者部門〉4月1日時点で18歳～25歳の人、2人以上いるグループなど

応募のしよりの配布=ミヤケン元気21内市民活動支援センター、各支所・市民サービスセンターで。本  
市ホームページからダウンロードもできます



### ② 子ども・若者審査委員の募集

事業提案への助成を子どもや若者の視点で審査し、実際に活動する事業を決定します。

☎ 4月1日時点で9歳～25歳の人など

☎ 下表の通り

	期限(必着)	申込方法
① まちづくりのアイデア	6月12日(金)	〒371-0023 本町二丁目12-1・ミヤケン元気21内市民活動支援センターへ郵送
② 子ども・若者審査委員	6月22日(月)	☎ kyoudou@city.maebashi.gunma.jp かも同センターへ直接

昨年度の実施状況はこちらをご覧ください。



## 安全で安心な水道を将来に水道ビジョンを策定しました

☎ 水道整備課 ☎027-898-3022

パブリックコメント(意見募集)の結果を反映させた「水道ビジョン(経営戦略)」を策定しました。安全で安心な水道を将来にわたって安定的に提供するための基本理念や目標、施策を定めています。ビジョンについて詳しくは、本市ホームページをご覧ください。



## 前橋の未来と一緒に作りませんか職員採用試験を実施します

☎ 職員課 ☎027-898-6503

来年4月1日(休)付で採用予定の職員採用試験を実施します。受験資格など詳しくは二次元コードのホームページをご覧ください。



1次試験日=①6月14日(日)②9月20日(日)

☎ ①は5月8日(金)～19日(火)②は8月4日(火)～17日(月)に電子申請で

試験日	試験区分
① 6月14日(日)	事務ⅠA、事務ⅠB、事務Ⅰ(手話通訳)、事務Ⅰ(考古学)、土木Ⅰ、建築Ⅰ、電気Ⅰ、化学Ⅰ、消防職Ⅰ、獣医師、保健師、社会福祉士、保育士(大卒程度)、保育士(短大卒程度)
② 9月20日(日)	事務Ⅱ、土木Ⅱ、消防職Ⅱ、技能労務職、技能労務職(保育所調理)、技能労務職(自動車運転)(社会人経験者対象)事務ⅠA、事務ⅠB、土木Ⅰ、保育士、学芸員(文学・文化史)(障害者対象)事務Ⅰ、事務Ⅱ

※消防職Ⅰ・Ⅱには身体条件があります。

## ジェンダーカラーを考える男女共同参画セミナーを開催



☎ 共生社会推進課 ☎027-898-6517

東京家政大人文学部准教授・石井国雄さんを講師に「色のメガネで世界を見ていませんか?～ピンクと青から考えるジェンダーの思い込み」と題して講演会を開催します。手話通訳もあり

☎ 6月27日(土)13時30分～15時

☎ K'BIX まえばし福祉会館

☎ 市内在住・在勤・在学の人、先着50人

☎ 6月15日(月)までに二次元コードの申し込みフォームで



石井 国雄さん

## 商品購入や契約のトラブルなどは消費生活センターに相談を

☎ 消費生活センター ☎027-898-1755

5月は消費者月間。今年度のテーマは「見える情報 見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～」です。デジタル化の進展に伴い、インターネット上では消費者の好みに合わせて情報が提供される仕組みが変化。消費者は、商品やサービスの情報を容易に入手できるようになりました。デジタル技術の利用や情報提供の仕組みに関する基本的な知識を身につけ、消費者としての判断力を高めましょう。

### ●困り事は消費生活センターに相談

消費生活センターでは、消費生活相談を実施。契約や商品購入での事業者とのトラブル、疑問解決のための手伝いをします。債務整理の相談も受け付けています。また、賢い消費者になるための消費者講座やくらしのセミナー、悪質商法への対処法を学べる出前講座も実施しています。

☎ 平日9時～16時30分

☎ 議会庁舎内消費生活センター

## 老後に備える暮らしの安心講座

☎ 消費生活センター ☎027-898-1756

介護・暮らしジャーナリスト・太田差恵子さんを講師に消費者講座「シニア期に備えたい健康・お金・住まい」を開催します。

☎ 5月30日(土)14時～15時30分

☎ K'BIX まえばし福祉会館

☎ 市内在住・在勤・在学の人、先着100人

☎ 5月22日(金)までに二次元コードの申し込みフォームで。または消費生活センターへ



太田 差恵子さん



## 消費生活センターの豆知識

### 500円で脱毛体験のつもりが高額契約に

事例=スマホで「ひげ脱毛体験500円」との広告を見て、5日前、エステ店に行きました。体験後、「今日だけ特別価格。全身脱毛50万円。分割払いにすれば毎月の支払いは1万円」と勧められ、契約しました。高額なので解約したいです。

回答=エステは契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える契約であれば、8日間はクーリングオフができます。8日を過ぎても解約料を支払って中途解約が可能です。

広告と異なる契約を勧められた場合には、安易にその場で契約をしないようにしましょう。

最近、美容医療サービスのトラブルも増えています。即日施術は避け、契約内容に加えリスクや副作用なども確認し、本当に必要かどうかよく考えましょう。

☎ 消費生活センター ☎027-898-1755